

計 画 書

中播都市計画地区計画の決定（姫路市決定）

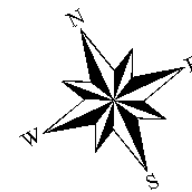
都市計画御立西一丁目地区地区計画を次のように決定する。



名 称		御立西一丁目地区地区計画	
位 置		姫路市御立西一丁目	
面 積		約 0. 8 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R姫路駅から北西へ約 4 k mに位置し、姫路市の開発行為により道路、公園等の公共施設の整備及び宅地造成が行われ、今後住宅建設が進められていく地区である。</p> <p>このため、地区全体を郊外の戸建住宅地としてふさわしいうるおいのある良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>本地区は、戸建専用住宅地として、うるおいのある良好な低層住宅地の形成を図る。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>開発行為により整備される道路や公園の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>うるおいのある良好な低層住宅地を形成するため、建築物等の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度及び高さの最高限度を定める。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建の専ら居住の用に供する住宅 2 一戸建の住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 m²をこえるものを除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (2) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0. 7 5 キロワット以下のものに限る。） 3 前各項に付属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	1 3 0 m ²
		建築物の高さの最高限度	1 0 m

「地区計画区域及び地区整備計画区域は計画図表示のとおり」

御立西一丁目地区地区計画



緑ヶ上道路

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域

御立西一丁目地区地区計画の注意事項

御立西一丁目地区地区計画区域では、以下の制限がかかります。

	建築物等									届出の要否
	用途	容積率	建蔽率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠	垣・柵	
地区計画区域	●			●			●			不要※

●姫路市地区計画の区域内の建築物等の制限に関する条例により制限されている項目

○姫路市地区計画の区域内の建築物等の制限に関する条例により制限されていない項目

建築物の建築をする際など、届出の必要な行為を行う場合は、行為の着手の30 日前までに届出をする必要があります。

※ 「姫路市地区計画の区域内の建築物等の制限に関する条例」により全て制限されているため、届出の省略ができます。